

教職課程認定基準等について



2018.12.20 平成30年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,

CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

1. 課程認定制度の概要
2. 学科等と免許状との関係
3. 教育課程
4. 教員組織
5. 教職課程の質的水準の向上
6. 変更届

※ 本資料においては、免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している箇所がる。

「教科専門科目」:教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」:各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状: 公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則 (教員養成は大学において行うことを基本とする)
 - ② 開放制の原則 (教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。(免許法別表第1備考第5号イ)
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
 - 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。
(教職課程認定基準1(3))

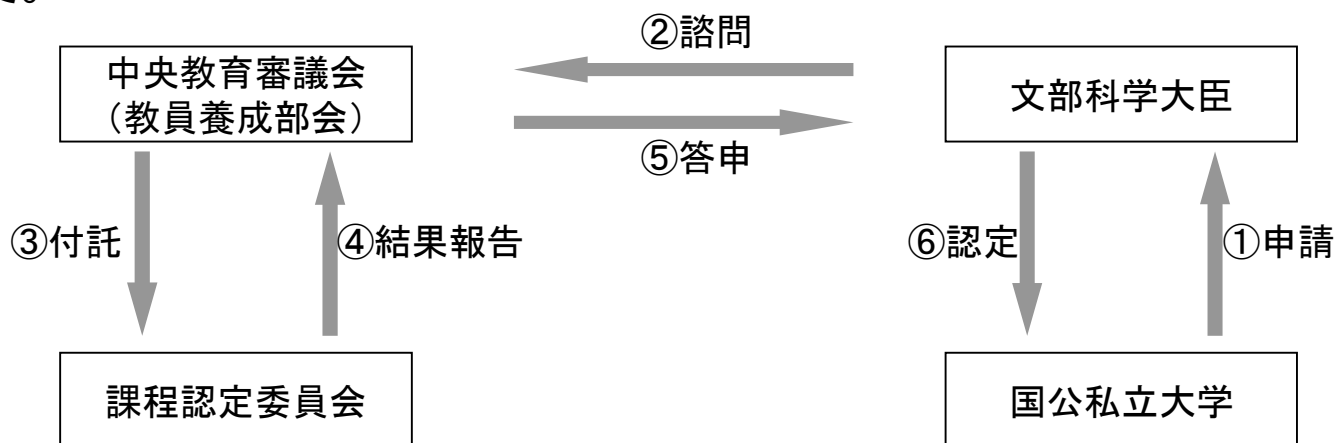


1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度

(1) 課程認定制度の趣旨

- 開放制の原則の中で、資格制度として、一定程度の質と標準性を担保することを目的とする制度。



(2) 課程認定での主な審査事項

- 審査は、中央教育審議会の答申等の教員養成改革の動向を踏まえつつ、教職課程認定基準等に基づき実施。

- ① 認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 教育実習
- ⑤ 施設・設備



2. 学科等と免許状との関係 — 認定を受ける学科等

1. 課程認定を受ける学科等

教職課程認定基準2

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。
なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならぬ。

2. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2

※関連「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」

- (3) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

3. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2

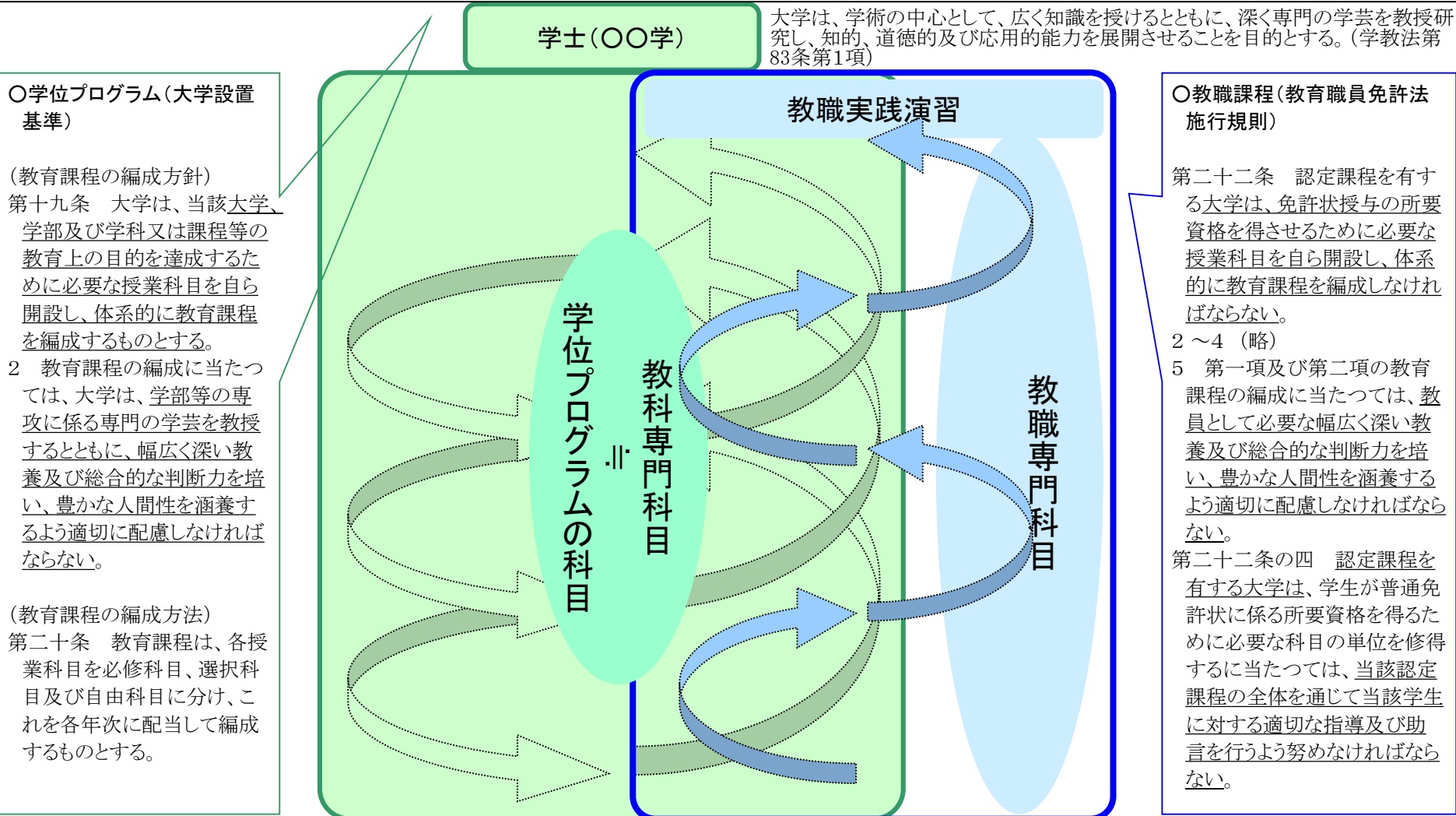
※関連「教職課程認定審査の確認事項1(4)」

- (5) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

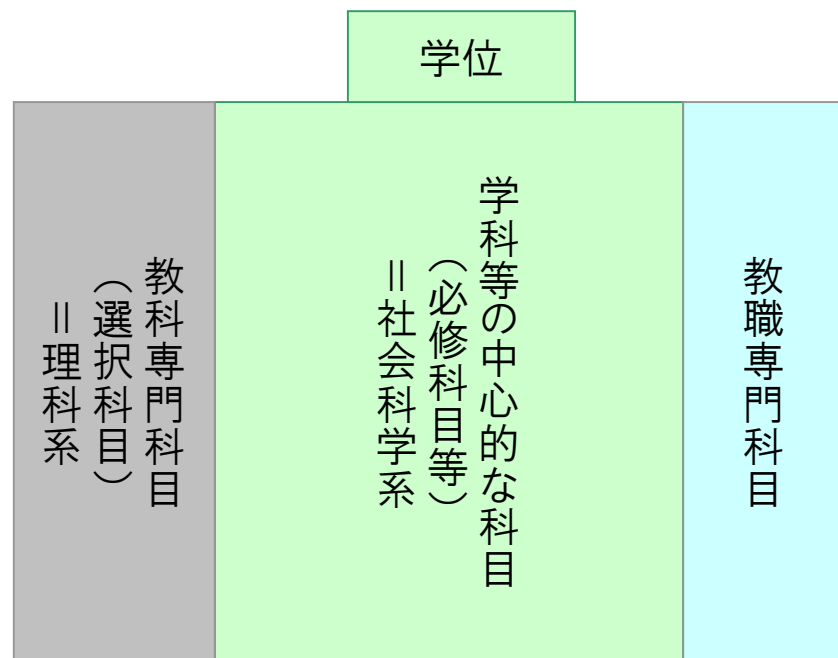


2. 学科等と免許状との関係 ―学位プログラムと教職課程との相当関係について

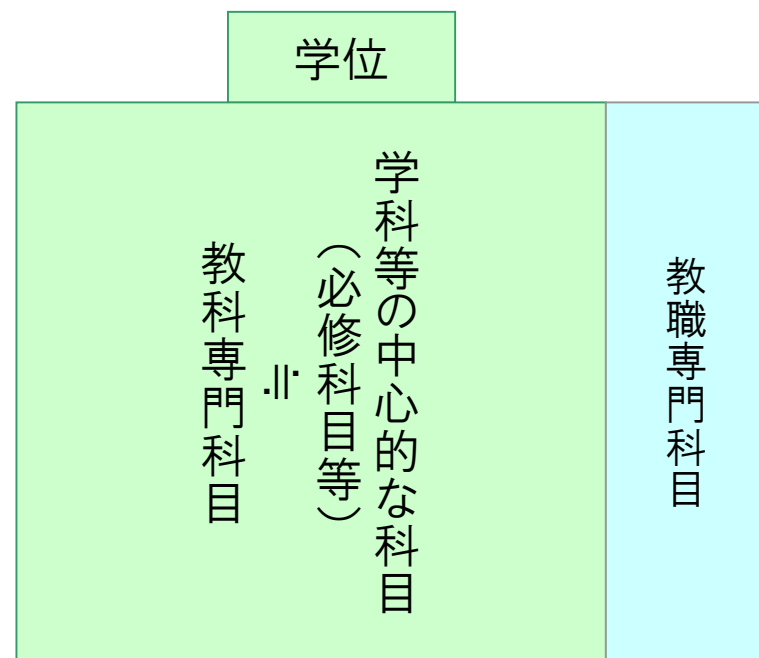
- 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



2. 学科等と免許状との関係 — イメージ



「教科専門科目」として位置づけられている科目を全く履修しないまま学位が取得可能な場合などは、相当関係について慎重に審査をすることとなる。
…「免許状は全員が取得するわけではないので、出来れば必修にたくない」……



学位を授与するための科目が、当然に「教科専門科目」として位置づけられる場合は、相当関係について議論とならないことが多い。

- 「教科専門科目」の全ての授業科目について、当該学科の中心的な科目であることまでは必要ない。
- ただし、免許状取得希望者の履修モデルを体系的に整備していることが必要。



2. 学科等と免許状との関係

－学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

- 課程認定制度創設時から、学科等の目的・性格と教職課程との関係については、審査の観点として含まれていた(教職課程認定基準2(3))。
- 昨今、学科等が多様化してきたことにより、両者の相当関係について、意識的に確認をする必要が生じてきている。
- 中学校等における教育は、国語、数学等の基礎・基本を教えるものであることから、各教科を確実に教授できるための知識・技能を修めることができる専門教科が整えられている学科等において教員養成を行うことが必要。



平成23年1月20日 課程認定委員会決定

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」



2. 学科等と免許状との関係

－学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

(審査基準の例)

- ・ 学科等の教育課程において、「教科に関する専門的事項」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ・ 卒業要件等において、「教科に関する専門的事項」のほか、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ・ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目内容の間に密接な関連が見られるか。 等

- 審査に当たっては、客観的な基準を設けることは困難。
このため、学位分野・名称、科目構成、履修方法等から、審議会において総合的に判断することとなる。
 - 各大学は、免許状と学科等に相当関係があることを、様式8号で学科等の目的・性格と免許状との関係等を説明するとともに、それらを裏付ける学位分野・名称、科目構成、履修方法等について学則や履修規程等で明らかにする必要がある。
- ※ 1つの学科等で複数の免許状の教職課程の認定を受けようとする場合においても、当該学科等と複数の免許状それぞれとの相当関係が求められる。



3. 教育課程 — 授業科目の開設

【原則】

- ① 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない(教育職員免許法施行規則第22条)
- ② 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織(以下「学科等」という。)ごとに認定する。(教職課程認定基準2(1))。
- ③ 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない(教職課程認定基準3(1))。

<授業科目の共通開設等>

(ア) 教職課程認定基準4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合

(イ) 教職課程認定基準4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合

※「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」、「道徳の理論及び指導法」について、(ア)(イ)の授業科目の共通開設が可能。

※「学校体験活動」については、教育実習と同様に、(ア)(イ)の授業科目の共通開設が可能。

(ウ) 教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2) 中学校又は高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に他学科等で開設する授業科目をあてる場合



3. 教育課程 — (教職専門科目)同一の学科等において「共通に開設」(基準4-8)

同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合、以下の「教職専門科目」に関する授業科目については、複数の教職課程に共通に開設することができる。(教職課程認定基準4-8(2))

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間帯の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								教育実践に関する科目											
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習								
幼	×	×	×	○								×												
小		×	×											○	○	○								
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○ ※2		○ ※3	○ ※4		○	○	○	○	○	○	○	○									
高																								
養護																								
栄養	×							○ ※2～4																

※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※4: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)

※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。

※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。



3. 教育課程 — (教職専門科目)複数の学科等において「共通に開設」(基準4-9)

複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合、以下の「教職専門科目」に関する授業科目については、複数の教職課程に共通に開設することができる。(教職課程認定基準4-9(2))

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									教育実践に関する科目		
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	×	×	×	×					×		×		×	×	×	×
小	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×		×	×	×
中	4-3(2)及び4-4(2)の場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○	△ ※1	○ ※2	○ ※3		○	○	○	○		○	○	○
高																
養護	×								○	○	○			×	×	×
栄養	×							○ ※1~3						×	×	×

※1: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)

※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。

※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

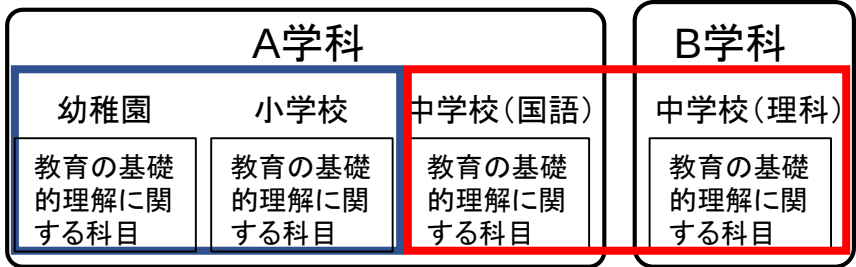
※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。



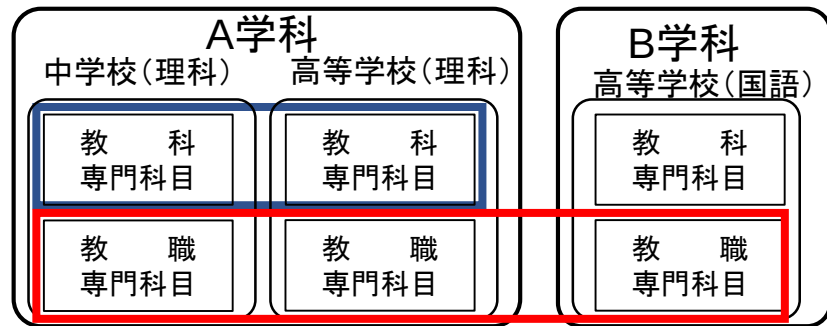
3. 教育課程 — 教職課程認定基準4-8と4-9を組み合わせる場合

教職課程認定基準4-8と4-9を組み合わせる場合、幼稚園及び小学校の教職課程と他学科等の教職課程にまたがるような授業科目の共通開設については、注意が必要。

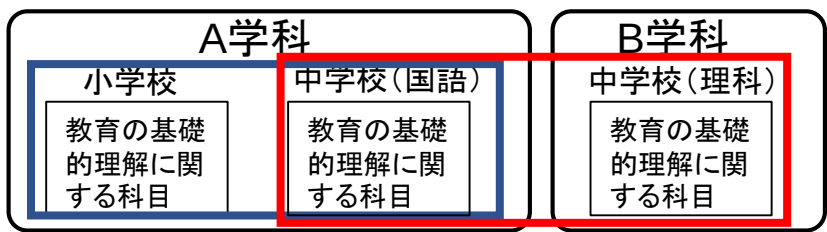
【適用可能な例①】: 教職課程認定基準4-8によりA学科の幼稚園と小学校で共通開設、同基準4-9によりA、B学科の中学校で共通開設が可能。



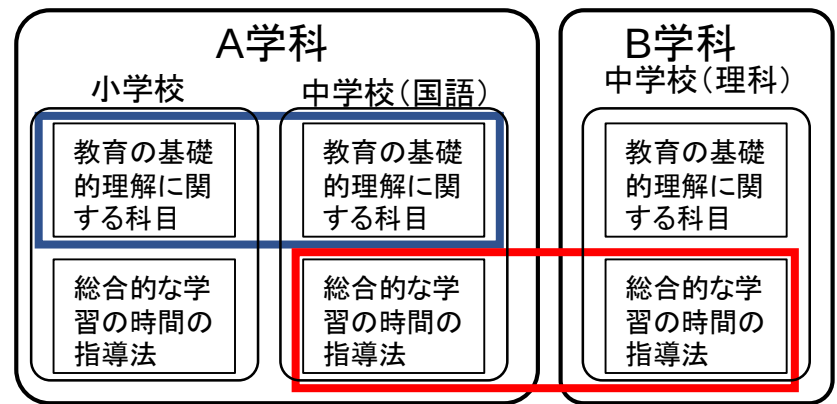
【適用可能な例②】: 同基準4-8によりA学科の中学校と高校で教科専門科目を共通開設、同基準4-9により、A学科の中学校、高校、B学科の高校で教職専門科目の共通開設が可能。



【適用不可能な例①】: 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で共通開設することはできない。



【適用不可能な例②】: 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で「教育の基礎的理解に関する科目」を共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で「総合的な学習の時間の指導法」を共通開設することはできない。



3. 教育課程 — 複数の学科等における授業科目の共通開設等

1. 「教職専門科目」 ※中学校・高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程

学則又は履修規程等において、複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「学部共通科目」等）を、複数の認定課程でそれぞれの「教職専門科目」とすることが可能。（教職課程認定基準4－9（2））

2. 「教科専門科目」 ※中学校・高等学校教諭の教職課程

① 学則又は履修規程等において、一の学科等の授業科目として規定されている授業科目又は複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「学部共通科目」等）を、他の学科等における「教科に関する専門的事項」としてあてることが可能。

当該「あてる」授業科目は、免許法施行規則に定める各教科に関する専門的事項（「日本史・外国史」、「代数学」、「物理学」など）の半数まででなければならない。
（教職課程認定基準4－3（2）、4－4（2））

② ①により「あてる」授業科目について、複数の認定課程でそれぞれの「教科に関する専門的事項」とすることが可能。（教職課程認定基準4－9（1））



3. 教育課程 — 複数の学科等において教職科目を共通開設する場合のイメージ①

A大学の学則又は履修規程

学部共通科目等

一般教養科目



教職専門科目



B学科専門科目



C学科専門科目



B学科の教職課程の科目

教職専門科目



※ 学部共通科目等(d)を教職専門科目として開設。

教科専門科目



※ 自学科専門科目(b)に加えて、学部共通科目等(a)をあてて、教科専門科目として開設。

3. 教育課程 — 複数の学科等において教職科目を共通開設する場合のイメージ②

A大学の学則又は履修規程

学部共通科目等

一般教養科目



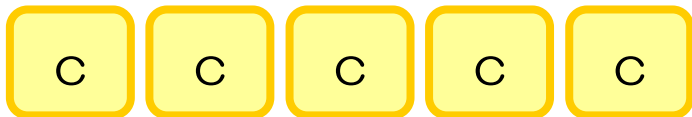
教職専門科目



B学科専門科目



C学科専門科目



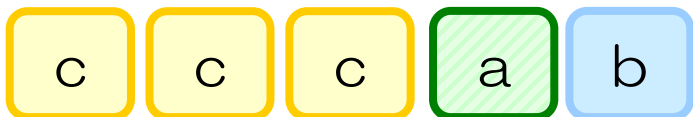
C学科の教職課程の科目

教職専門科目



※ 学部共通科目等 (d)を教職専門科目として開設。

教科専門科目



※ 自学科専門科目 (C)に加えて、学部共通科目等 (a)、他学科開設科目 (b)をあてて、教科専門科目として開設。

3. 教育課程 — (中学校及び高等学校の教科専門科目)
「他学科等で開設する授業科目をあてる」場合の制限(課程認定基準4-3(2)、4-4(2)イメージ)

中学校・高等学校の教職課程において、「他学科等で開設する授業科目をあてる」場合は、免許法**施行規則**第4条表又は第5条表備考第一号に定める各教科に関する専門的事項の半数までという制限が付されている。

＜例＞C学科開設科目について

中学校国語の場合

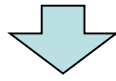
施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	C C C
国文学（国文学史を含む。）	a C
漢文学	b
書道（書写を中心とする。）	C C



4事項中2事項が他学科等開設科目を含み、専門的事項の半数(4÷2=2)までのため、**教職課程認定基準4-3(2)に照らし、可能。**

高校国語の場合

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	C C C
国文学（国文学史を含む。）	a C
漢文学	b



3事項中2事項が他学科等開設科目を含むため、**教職課程認定基準4-4(2)に抵触。**

3. 教育課程 ー各科目に含めることが必要な事項

教職課程認定基準4－2

※小学校の教職課程の場合
 (同旨: 幼稚園4－1(2)、中学校4－3(2)、高等学校4－4(2)、養護教諭4－6(2)、栄養教諭4－7(2))

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、**施行規則**第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。

なお、**道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合**にあつては、**教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。**

教職課程認定審査の確認事項2

(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。

また、**施行規則において最低修得単位数を定める事項**については、**当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設**しなければならない。

- ※「施行規則において最低修得単位数を定める事項」

 - 各教科の指導法
 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - 道徳の理論及び指導法

【例: 小学校】

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	三	三	一
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	〇	〇	六
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	一	一	六
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	〇	〇	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第四欄	道徳の理論及び指導法			
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	一	一	六
		生徒指導の理論及び方法	〇	〇	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
		方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実習	五	五	五
		教職実践演習	二	二	二
	第六欄		二	二	二

3. 教育課程 —1つの授業科目に複数の事項を含める場合

教職課程認定審査の確認事項2 ※H30新設

(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
- ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
- ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること

(過去の審査会での指摘(例))

- ・「生徒指導」と「進路指導」の2つの事項を含む授業科目について、「生徒指導」という科目名称では両事項を含む科目であることが判別ができないため、取り扱う事項全ての内容が含まれている科目名称とすること。
- ・3つ以上の事項を含めた授業科目の開設は、相対的に各事項の内容が薄くなってしまうため、科目を分けて開設すること。
- ・「特別活動」と「総合的な学習の時間」の事項を含む授業科目について、シラバスの全ての授業回が「特別活動と総合的な学習の時間における〇〇」という記載となっており、「特別活動」と「総合的な学習の時間」の各事項において適切な授業時間が確保されているか判別できないため、各事項を扱う単独の授業回を設けること。



3. 教育課程 ― コアカリキュラムによる確認

教職課程認定審査の確認事項2

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める各事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ① 教職課程コアカリキュラム (平成29年11月17日「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」決定)
- ② 外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力教科のための調査研究事業」平成28年度報告書)

○ シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行うものとする。

なお、提出されたコアカリキュラム対応表において、記載のない「到達目標」があれば、事務的に指摘する。

○ 提出されたシラバスの審査は、コアカリキュラム対応表において「到達目標」の内容が含まれていることを各大学が確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から審査を行う。



3. 教育課程 ― コアカリキュラム対応表

＜コアカリキュラム対応表＞

「教職課程コアカリキュラム」、「外国語（英語）コアカリキュラム」の対象となる授業科目のうち必修・選択必修科目の全てについて作成する。

＜作成例 教職課程コアカリキュラム対応表＞

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営の事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
全体目標:	現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営の事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。
* (1-1)、(1-2)、(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。	
(1-1) 教育に関する社会的事項	
一般目標:	社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。
到達目標:	1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。 2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。 3) 近年の教育政策の動向を理解している。 4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。
(1-2) 教育に関する制度的事項	
一般目標:	現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。
到達目標:	1) 公教育の原理及び理念を理解している。 2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。
(1-3) 教育に関する経営の事項	
一般目標:	学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。
到達目標:	1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。 2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。 3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。 4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。
(2) 学校と地域との連携	
一般目標:	学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。
到達目標:	1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。
(3) 学校安全への対応	
一般目標:	学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。
到達目標:	1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営の事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	項目	(1-1)				(2)		(3)	
	到達目標 ／授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
授業科目名及び授業回 (シラバスのページ番号)	1								
	2	◎							
	3		○						
	4								
	5								
	6								
	7		○						
	8			○					
	9			○					
	10			○					
	11				◎				
	12					◎	◎		
	13							○	○
	14								
	15								
学校安全 (p13)	1							○	
	2							○	
	3							○	
	4								○
	5								○
	6								○
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								

◎ ←到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合
○ ←到達目標に係る授業を複数の授業回にわたって全体的に行う場合

- ・左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を確認の上、右側の対応表にコアカリキュラムの各項目における授業回を記載。
- ・到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合は「◎」、複数の授業回にわたって全体的に行う場合は「○」を記載すること。
- ・一つの事項のコアカリキュラムを複数の授業科目で満たす場合、「◎」「○」の区分は当該複数科目全体を通じて判断すること。

3. 教育課程

— 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方
(平成30年10月9日課程認定委員会決定)

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- (1) コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるように授業が設計されており、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。これが満たされる限り、各到達目標に示されている個々の障害種等の個別の要素をシラバスに含めることは必須ではない。
- (2) 保育士養成課程の「障害児保育」や小・中免の「介護等体験事前指導」等の科目と併せて科目を開設してもかまわないが、科目名称は3. のとおりにすること、及び、1単位分以上の内容が含まれていることが必要である。
- (3) 「障害はないが」特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援の内容がシラバス(「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」又は「授業計画」のいずれか)に記載されていることが必要である。なお、「母国語」や「貧困」の問題等、特別の教育的ニーズへの対応の必要性を理解する上で取り扱う事例は限定しない(いずれの事例を取り扱ってもかまわない)。
また、「特別の教育的ニーズ」や「配慮が必要な子ども」などの、障害による「特別の支援」の内容を扱うのか、障害はないが「特別の教育的ニーズ」の内容を扱うのかが判別がつかないような標記は避け、「障害はないが特別の教育的ニーズ」とするか、「母国語」や「貧困」の問題等の具体事例をシラバスに明記すること。
- (4) 講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施が可能である。

3. 科目名称の考え方

- (1) 「特別支援教育(概論、総論、入門)」、「特別の教育的ニーズの理解とその支援」、「特別のニーズ教育の基礎と方法」等、障害の有無にかかわらず特別の教育的ニーズのある児童生徒等への支援・教育がイメージされる用語が含まれている必要がある。
したがって、特定の障害名を付した名称(「発達障害(概論、総論、入門)」)や保育士養成課程の「障害児保育」は適切ではない。なお、「インクルーシブ教育」は障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶ仕組みのことを指す教育の一形態であるので、「インクルーシブ教育論」等の名称は適切ではない。



3. 教育課程

— 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

(平成30年10月9日課程認定委員会決定)

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- ① 「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムにおいて求められているのは「総合的な学習の時間」の年間指導計画や単元計画などの具体事例を学ぶことであるため、「各教科の指導法」のような、各単元の具体的な指導案等の作成、及び模擬授業を含めることは必須ではない。
- ② 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の混同をさけるため、科目名称を「総合学習」とすることは適切ではない。ただし、シラバスにおける授業の概要や授業計画において、学習理論又は実践事例として「総合学習」という名称を使用することは差し支えない。

3. 科目名称の考え方(複数事項を合わせて開設する場合を含む)

- ① 学習指導要領では小中学校が「総合的な学習の時間」、高等学校が「総合的な探究の時間」とされているが、免許校種によらず両方の用語を採用して差し支えない。
ただし、「総合学習」の名称は1. ②のとおり、適切ではない。
- ② 各教科の学習指導における「探究的な学習」という意味と混同するため、「探究的な学習の指導法」や「探究学習論」の名称は適切ではない。
- ③ 複数事項を合わせて開設する場合であったとしても、原則として、科目名称に「総合的な学習(の時間)」という表記を含めることが必要。また、総合的な学習の時間に近い意味合い、あるいは複数の事項を包括した意味合いをもつ「教科外活動の指導」や「教科横断的学習の指導」、「合科的な指導」などの名称は適切ではない



3. 教育課程 — 「外国語(英語)」の審査の考え方(平成30年11月29日課程認定委員会決定) ①

1. 教育課程(シラバス)の考え方【小学校の教職課程】

- (1) 「外国語(英語)の指導法」は『小学校における外国語活動(中学年)・外国語(高学年)の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術』を、「外国語(英語)に関する専門的事項」は『小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識』を身に付けることが求められるため、各事項において含めるべき内容を踏まえ、「指導法」と「専門的事項」の内容のすみ分けを行うことが必要である。

2. 教育課程(シラバス)の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

(1) 各教科の指導法(英語科の指導法)

- ① 英語科の指導法のシラバス作成に当たっては、外国語(英語)コアカリキュラムのみではなく、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の教職課程コアカリキュラムにおいて求める内容を含める必要がある。
- ② 外国語(英語)コアカリキュラムに記載している学習項目(英語科の指導法における「第二言語習得」など)を英語科の指導法の最低修得単位(中一種免の場合は8単位、中二種免の場合は2単位、高一種免の場合は4単位)に含めずに別に科目を設定する場合、コアカリキュラムを満たすためには、当該科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法(英語科の指導法)」又は「複合科目」の必修科目に位置付ける必要がある。

(2) 英語コミュニケーション

学習項目及び各到達目標に定める「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」及び「領域統合型の言語活動」の全てを含めることが求められるため、コアカリキュラムに定める各到達目標ごとに適切な授業時間数が確保されていることが必要。

(3) 英語学

英語学の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける」、英語科の指導法の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語(英語)の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」とされていることを踏まえ、英語学の科目で含めるべき内容と、英語科の指導法で含めるべき内容のすみ分けを行うことが求められる。

(4) 英語文学

学習項目が「文学作品から見る多様な文化」や「英語で書かれた代表的な文学」であることを踏まえると、作品が異なっていたとしても、特定の作家を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、英語文学のシラバス作成に当たっては、「英語で書かれた代表的な文学」の具体の作品の名称若しくは作家名をシラバスに明示することが求められる。



3. 教育課程 — 「外国語(英語)」の審査の考え方(平成30年11月29日課程認定委員会決定) ②

(5) 異文化理解

- ① 全体目標が「社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ」であることを踏まえると、英米の政治や歴史、美術・環境問題など特定の題材を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。
- ② 到達目標で「多様な文化的背景を持った人々との交流を通して、文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解」する必要があるため、当該内容を含む科目は、様々な文化的背景を持った人々(交換留学生や近隣に在住・勤務している外国人等)と実際に交流する機会を持つことが求められる。インターネットを利用して、テレビ会議、電子メール、SNSによるやり取りなどを行うことも考えられる。「当該授業科目の担当教員(外国籍)」との交流のみで当該コアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。
また、異文化理解の科目外において、受講者全員が、多様な文化的背景を持った人々との交流を体験的に実施している場合は、その交流活動の事前・事後指導を異文化理解の科目に位置付けるなどしていれば、コアカリキュラムの内容を満たすことが可能。
- ③ コアカリキュラムの内容を満たす科目については、英米など英語母語話者が多数を占める国を中心に、英語が使われている国・地域に関する異文化理解の内容を扱うことが必要。
- ④ 「文学作品を通じた異文化理解」を扱う場合は、英語文学の学習項目「文学作品から見る多様な文化」にふさわしいため、英語文学の科目として位置付けることが適切である。

5. 科目名称の考え方

- (1) 小学校教員養成課程の「外国語(英語)の指導法」の科目名称として、「外国語活動」を含めてもよいが、「外国語活動」のみの名称は適切でない。
- (2) 各教科の指導法の必修科目と教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目(小学校教員養成課程においてはコアカリキュラムを満たす科目)において教職課程の教科専門科目における基礎的な内容を学ぶことが求められることから、「○○研究」の名称を付すことは適切ではない。
- (3) 中学校・高等学校の教職課程の「英語コミュニケーション」の科目名称として、「対人コミュニケーション論」、「伝達能力論」などのコミュニケーションの理論を示すものは適切でない。また、英語コミュニケーション以外の内容を英語で扱うことによって、英語運用能力の向上を図る場合、その内容を科目名称に含めることは適切でない(例えば、イギリスの政治史を英語で授業をすることによって英語運用能力の向上を目的とする授業科目として、「イギリスの政治史」を科目名称とするのは適切ではない)。



3. 教育課程 一 幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」

1. 「領域に関する専門的事項」に関する科目を開設する場合

- 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域のうち、**一種免許状は5領域、二種免許状は4領域**以上の科目ごとに授業科目を開設することが必要。
(教職課程認定基準4-1(1))
- **同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」と「領域に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。**
(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

※ 平成31年度申請(平成32年度より開始する教職課程)より、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を**小学校の「教科に関する専門的事項」をもってあてることができない**ため、申請の際は留意すること。

(参考)教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成二十九年十一月十七日文部科学省令第四十一号)
附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。(省略)

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程(旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。



3. 教育課程 — 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の科目開設

1. 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（以下「**小学校全教科**」という。）の各教科**ごとの開設**が必要。
（教職課程認定基準4-2(1)）
- 「各教科の指導法」は、**小学校全教科の指導法について開設**が必要。
（教職課程認定基準4-2(2)）

2. 中学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上、二種免許状は10単位以上開設**が必要。
（教職課程認定基準4-3(1)）
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は8単位以上開設**が必要。
（教職課程認定基準4-3(3)）

3. 高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上開設**が必要。
（教職課程認定基準4-4(1)）
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は4単位以上開設**が必要。
（教職課程認定基準4-4(3)）



3. 教育課程

小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」及び幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合せた内容に係る授業科目として「**複合科目**」の開設が可能（幼稚園は「複合領域」）。

- （例） ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した授業科目
・教科の内容及び構成に関する授業科目
・「歴史総合」、「地理総合」、「公共」などの専門的事項を横断した授業科目 等

1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する**専任教員は、「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能。**

（教職課程認定基準3(4)、4-2(4)、4-3(5)i、4-4(5)i、4-9(4)）

- ② **中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」と同様の基準により、複数の課程で共通開設が可能。**（教職課程認定基準4-8(3)、4-9(3)）

- ③ ②により複数の課程で**共通開設する「複合科目」を担当する専任教員は、それぞれの課程の専任教員とすることが可能。**

（教職課程認定基準4-8(4)、4-9(4)）

2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する**専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能。**

（教職課程認定基準4-1(3)）



3. 教育課程 ー教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

教職課程認定審査の確認事項2

- (6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動 (学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。
- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
 - ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
 - ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

学校インターンシップの実施イメージ

目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

< 具体的なイメージ(例) >

大学の教職課程の学習内容

1年次	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○学校インターンシップ
2年次	○教育課程及び指導法に関する科目 ○教科に関する科目 ○学校インターンシップ
3年次	○教育課程及び指導法に関する科目 ○教科に関する科目 ○生徒指導・進路指導等に関する科目 ○教育実習 (教員採用試験)
4年次	(○教職体験型学校インターンシップ) (採用予定者)

教員として採用

【パターン】

○インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
(例1) 通年型：毎週水曜日 × 2時間 × 30週
(例2) 分割型：毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)
：毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)
：毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
○上記に加えて、30時間の自主的学習が必要
※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。
※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

【具体的な活動内容】

○児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○授業補助
○学校行事や部活動への参加 ○事務作業の補助
○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの <u>学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を実践させることが中心</u>
実施期間	<u>教育実習よりも長期間を想定</u> (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	<u>4週間程度</u> (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	<u>実習生への指導や評価表の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)</u>

※ なお、イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価表の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様な評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

3. 教育課程 — 大学が独自に設定する科目

1. 一種免許状及び二種免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

- 「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教職に関する科目」に準ずる科目の開設が可能であったが、改正後の「大学が独自に設定する科目」は、これらに相当する科目に加えて、「教科に関する専門的事項」に準ずる科目の開設が可能。
- 様式第2号(大学が独自に設定する科目)への授業科目の記載にあたっては、「教育の基礎的理解に関する科目」や「教科に関する専門的事項」などの他の科目区分には位置付けることができない、準ずる科目のみを記載すること。他の科目区分に位置付けられた授業科目の単位を修得した場合は、様式第2号(大学が独自に設定する科目)の「他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位」として、「大学が独自に設定する科目」の修得単位に含めることが可能。

(様式第2号への授業科目の記載例)

- ・幼稚園における幼小連携を意識した小学校の「教科に関する専門的事項」に関する科目
→ 「領域に関する専門的事項」に準ずる科目として、様式第2号(大学が独自に設定する科目)に記載
- ・高等学校における「理数探究」のような複数の教科を横断した科目
→ 「教科に関する専門的事項」に準ずる科目として、様式第2号(大学が独自に設定する科目)に記載
- ・高等学校における「歴史総合」のような専門的事項を横断した科目
→ 「複合科目」として、様式第2号(高・教科及び教科の指導法に関する科目)に記載
- ・母国語や貧困の問題等に関する授業科目
→ 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」として、様式第2号(教育の基礎的理解に関する科目等)に記載

2. 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の開設が可能、準ずる科目の開設は不可能であり、改正後についても同様。

(新たに開設する科目の例)

- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校教諭免許状の「外国語」に係る科目など法令改正により新たに追加される事項に関する科目



4. 教員組織 — 教員審査の基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められず、実務家教員についても実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要。

○教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）

3(3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項（平成13年課程認定委員会決定）

3(2) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方（平成23年課程認定委員会決定）

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)3(3)に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○ 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

4. 教員組織 — 教員審査における必要となる業績等の範囲

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。 (教職課程認定基準3(3))

- 教員審査においては、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等やシラバスに記載されている個々の授業回全てに関連する業績等を要件とするものではなく、授業内容を構成する主たる内容から見て、授業全体として担当する教員として十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。

・(例1)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応したある授業科目について
授業内容を構成する内容が、

- ①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解」
 - ②「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解」
 - ③「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解」
- となっており、このうち①及び②が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①及び②に関連する業績等があれば足りる。
さらに、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等を網羅する必要はない。

・(例2)「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」に対応したある授業科目について

授業内容を構成する内容が、

- ①「教育に関する社会的事項、制度的事項又は経営的事項」
 - ②「学校と地域との連携」
 - ③「学校安全への対応」
- となっており、このうち①が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①に関連する業績等があれば足りる。



4. 教員組織 — 実務家教員の審査について

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

○「教職課程認定審査の確認事項」 (課程認定委員会決定)の見直し(H29)

<見直し前>

- 3 教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。



<見直し後>

- 3 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、**総合的に判断**するものとする。

○「教育研究業績書」の様式の見直し(H29)

赤字の事項を追加

「教育上の能力に関する事項」

※学生の理解を図るために行っている取組

- 1 教育方法の実践例
- 2 作成した教科書・教材
- 3 教育上の能力に関する大学等の評価
- 4 実務の経験を有する者についての特記事項
- 5 その他

「職務上の実績に関する事項」

- 1 資格、免許
- 2 学校等での実務経験
- 3 実務の経験を有する者についての特記事項
- 4 その他

「担当授業科目に関する研究業績等」

- 著書
- 学術論文等
- 教育実践記録等(※)
- その他

※「教育実践記録等」は、平成23年から加えられた分類。

<手引きでの記述>

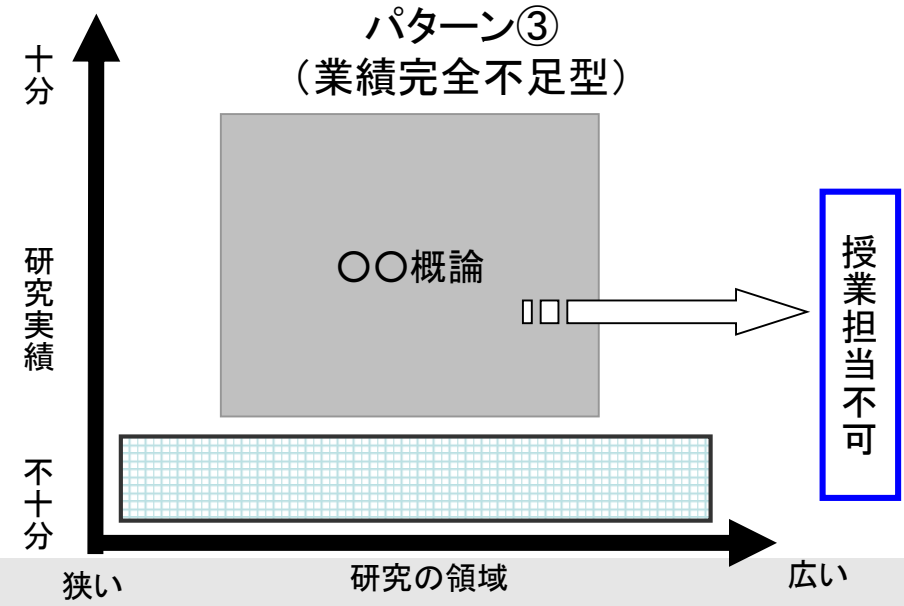
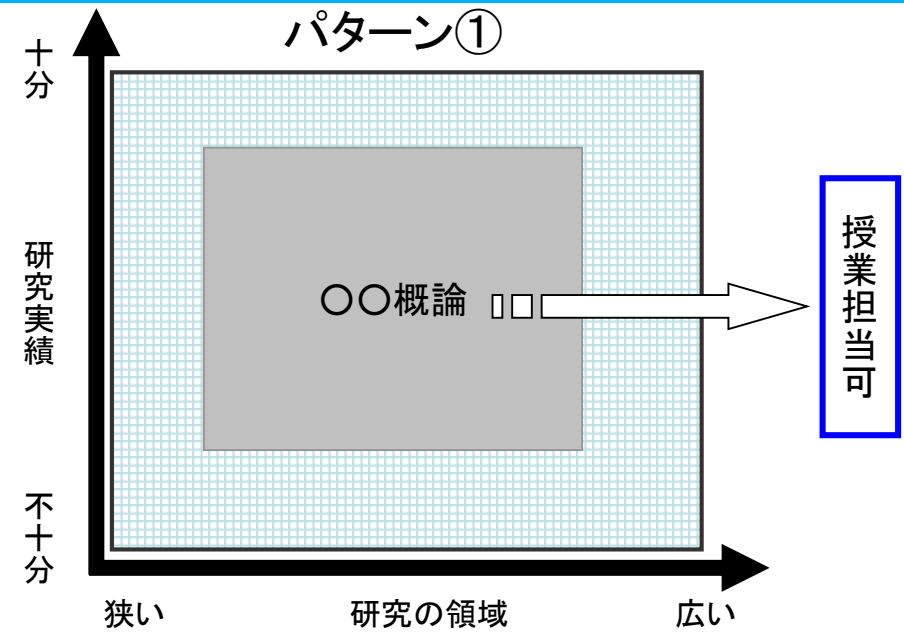
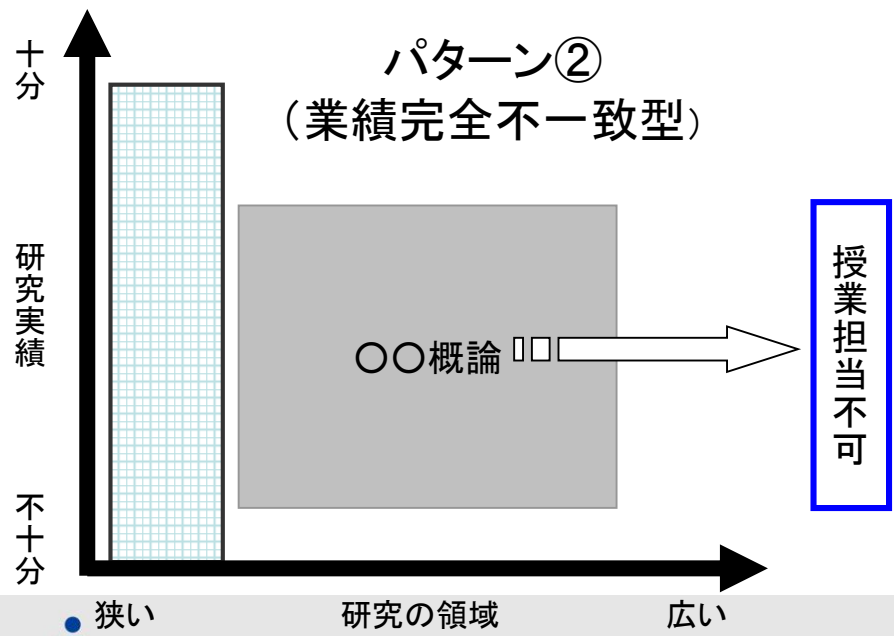
(教育実践記録等)については、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。)



4. 教員組織 — 教員審査のイメージ①

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績

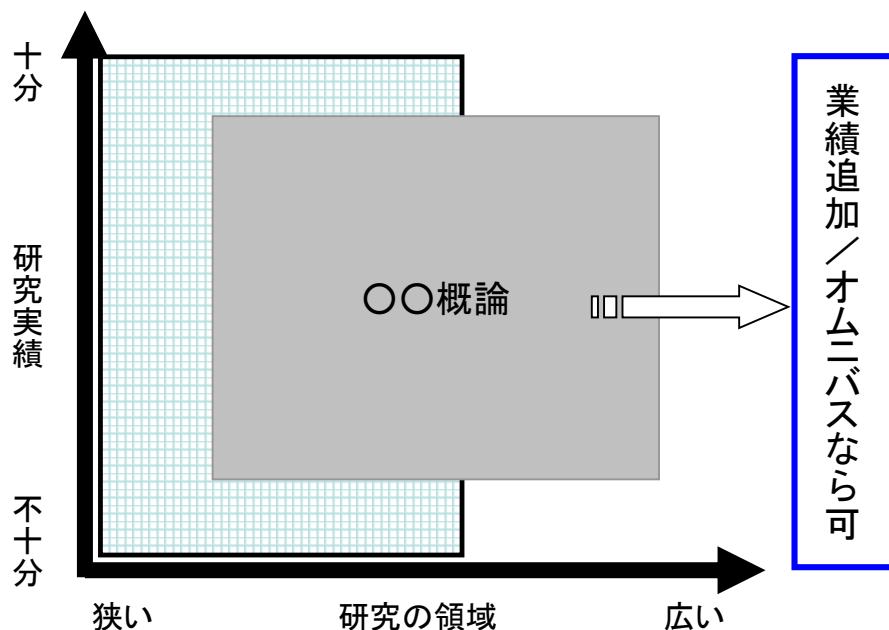


4. 教員組織 — 教員審査のイメージ②

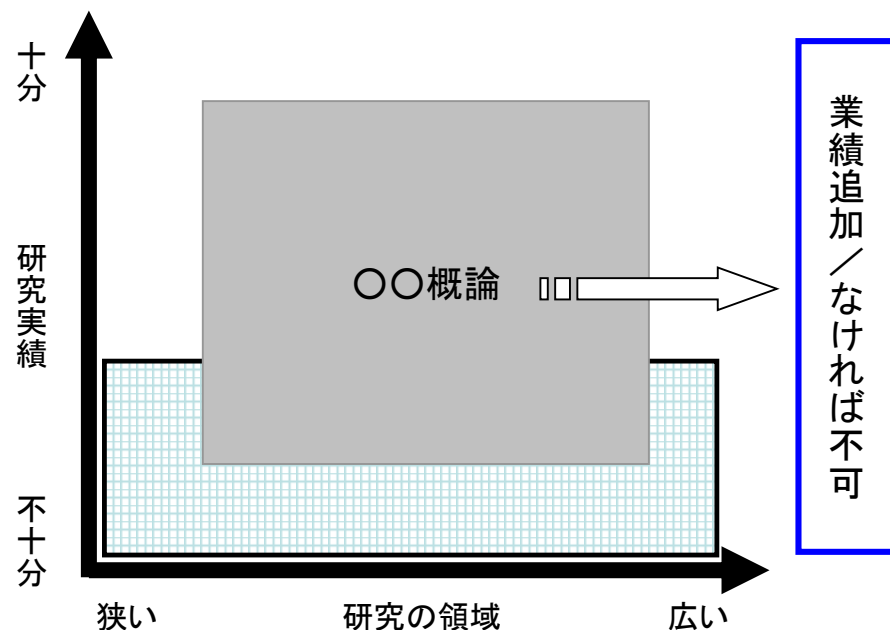
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績

パターン④
(業績範囲一部不一致型)



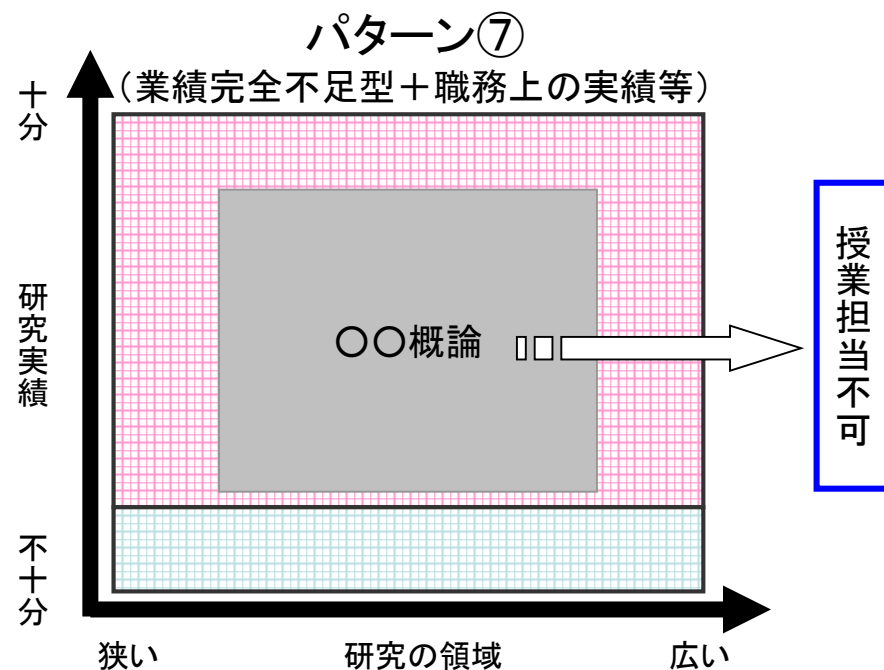
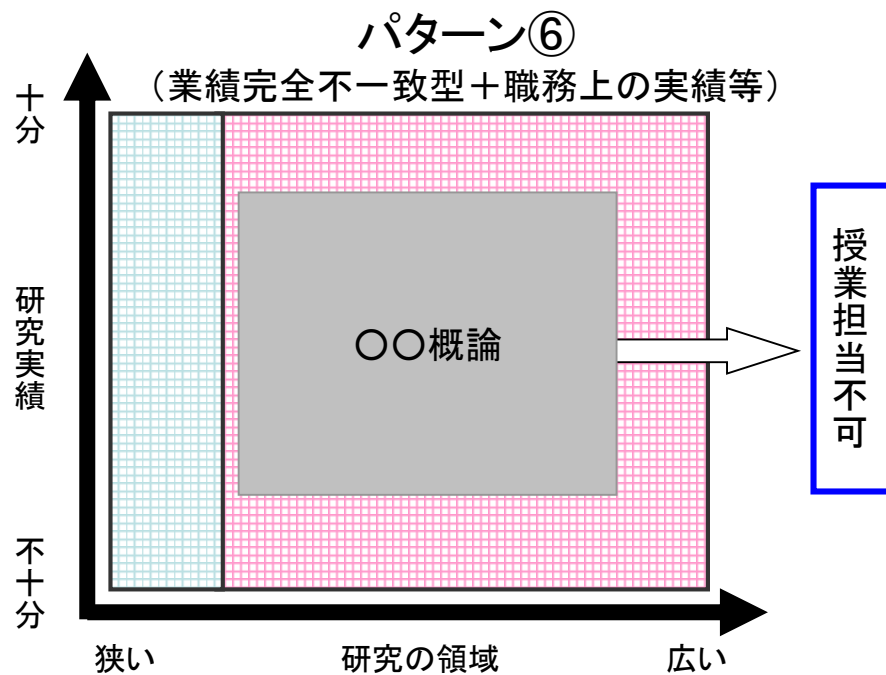
パターン⑤
(業績一部不足型)



4. 教員組織 — 教員審査のイメージ③

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績
  : 職務上の実績等



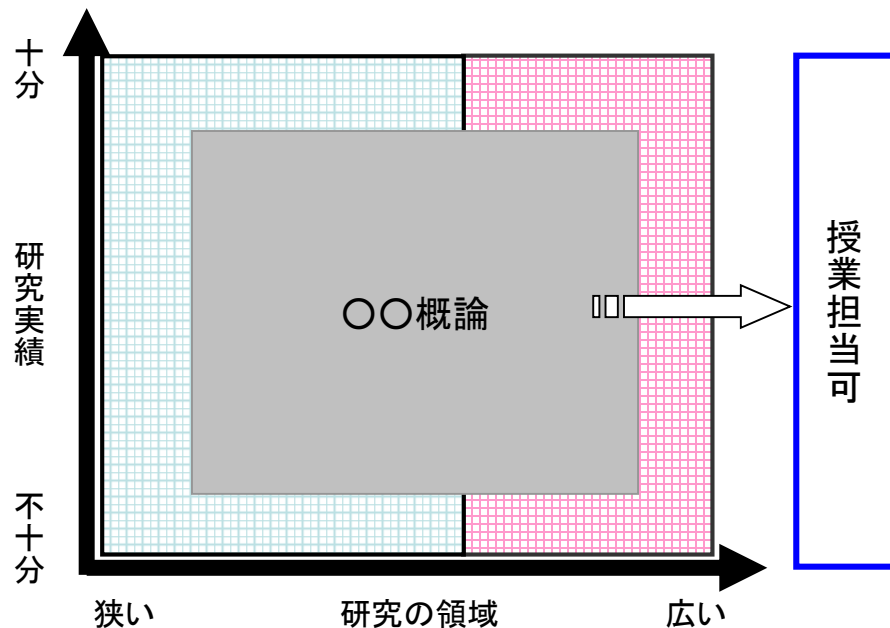
4. 教員組織 — 教員審査のイメージ④

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

■ : 活字業績 ■ : 職務上の実績等

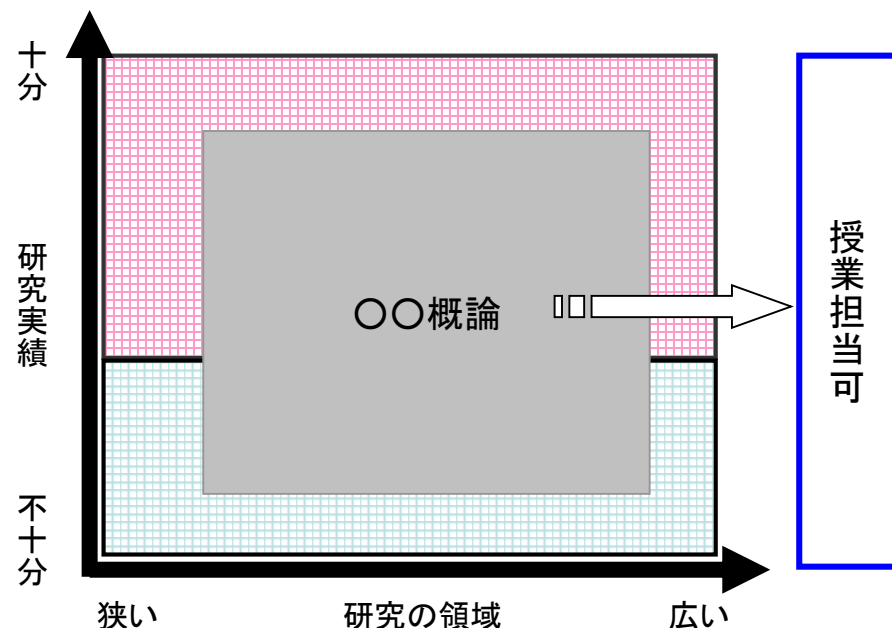
パターン⑧

(業績範囲一部不一致型＋職務上の実績等)



パターン⑨

(業績一部不足型＋職務上の実績等)



4. 教員組織 — 教員審査の特例的な取扱い

(総合的な学習の時間の指導法、小学校の外国語(英語)指導法の担当教員)

教職課程認定審査の確認事項3

(3)「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する専任教員、兼任教員又は兼任教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。

ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4)小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててを可能とする。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績

②中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

(5) (3)及び(4)は平成32年度から平成34年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

※「事後調査」: 上記の特例的な取扱いを用いた大学は、教職課程の認定の際に「事後調査」の対象となることについて留意事項が付され、当該大学は、別途通知する事後調査対応届により、平成34年度末までに、対象教員の業績追加又は業績を有する教員への変更を行うことが必要。



4. 教員組織

— 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方
(平成30年10月9日課程認定委員会決定)

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

(1) 授業内容を構成する一般目標が、

① 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解

② 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解

③ 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解
となっており、このうち①及び②が授業内容を構成すべき主たる内容であると考えられることから、①や②に関連する業績※等があれば、担当「可」とする。

※ 知的障害、肢体不自由、発達障害等いずれかの障害種の、『教育(制度、理念等)』、『心理、生理、病理』、『教育課程・指導法』に関連するいずれかの業績を指す。

なお、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績(活字業績及び「教育上の能力に関する事項」、「職務上の実績に関する事項」)を網羅する必要はない。

(2) 医療・福祉関係のみの業績を有する場合においては、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

(3) 過去10年以内の審査会において、特別支援学校教諭養成課程の科目(特別支援教育に関する科目)の担当教員として単独担当「可」と判定されていることが確認できれば、その審査結果を尊重し、審査を行う。



4. 教員組織

—「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方(平成30年10月9日課程認定委員会決定)
外国語(英語)の審査の考え方(平成30年11月29日課程認定委員会決定)

「総合的な学習の時間の指導法」

2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- ① 業績の論文名等に「総合的な学習の時間」という表記がなくても、学校内の授業における「総合的な学習の時間」のカリキュラム開発や授業実践の考察等を論じたものであれば、業績として記載が可能。(養護教諭・栄養教諭養成課程も小中高と同様の取扱いとする。)
- ② 「総合的な学習の時間」の実践を扱った研究(学術論文・教育実践記録いずれも可)であれば、担当する免許状の学校種と研究対象の学校種によらず業績として記載が可能。

外国語(英語)

3. 担当教員の業績及び実績の考え方【小学校の教職課程】

- (1) 「外国語(英語)の指導法」の審査に当たっては、小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績を有している者を充てることも可能とする。
- (2) 「外国語(英語)に関する専門的事項」の審査に当たっては、「小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力」の育成に関する活字業績、若しくは『英語に関する背景的な知識』に関する活字業績を有していることが求められる。(例えば、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「英語圏の異文化理解」、「第二言語習得」等に関する業績が考えられる。)

4. 担当教員の業績及び実績の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

- (1) 各教科の指導法(英語科の指導法)の科目に関する研究業績においては、原則として中学生若しくは高校生を対象とする指導法に関する研究業績が求められる。(研究対象が大学生以上であっても、英語科の指導法に関する研究業績であれば記載が可能。)



4. 教員組織 — 専任教員について

【原則】

- ①認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない(教職課程認定基準3(4))。
- ②領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下単に「領域に関する専門的事項」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下単に「教科に関する専門的事項」という。)、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、又は養護に関する科目それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない(教職課程認定基準3(6))。
- ③専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目又は養護に関する科目のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める(教職課程認定基準3(7))。

<必要専任教員数>

	教科専門科目等	教職専門科目等
幼稚園教諭	3人以上	3人以上
小学校教諭	5人以上	3人以上
中学校教諭	2～4人以上	2人以上
高等学校教諭	2～4人以上	2人以上
養護教諭	3人以上	2人以上
栄養教諭	——	2人以上

※「教科専門科目等」: 幼稚園の「領域に関する専門的事項」、小・中・高校の「教科に関する専門的事項」、養護教諭の「養護に関する科目」、栄養教諭の「栄養に係る教育に関する科目」

※「教職専門科目等」: 「教育の基礎的理解に関する科目」などの教職に関する科目に相当する科目

※入学定員が増加するごとに、表に記載の専任教員数も増員が必要(中学、高校、養護教諭の「教科等」を除く)。

※中学校教諭、高等学校教諭の「教科等」の必要専任教員数は、免許教科ごとに異なる。



4. 教員組織 — 授業科目の共通開設等を行う場合の専任教員の取扱い

- ① 教職課程認定基準4－8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合
→ 教職課程認定基準4－8(4)により、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。
- ② 教職課程認定基準4－9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合
→ 「教科に関する専門的事項」を除き、教職課程認定基準4－9(4)により、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。
- ③ 教職課程認定基準4－3(2)、4－4(2) 中学校又は高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に他学科等で開設する授業科目をあてる場合
→ 当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等の専任教員とみなすことが可能(みなし専任教員)。但し、必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。



5. 教職課程の質的水準の向上 — 教職課程の内容の充実

- 養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを踏まえ、教職課程コアカリキュラム（英語の場合は、「外国語（英語）コアカリキュラム」を含む。）の内容や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」を参照するとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程となるよう継続的に見直しを行っていくこと。
- 教職課程を履修する学生に対して、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までに修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。
- 「教科に関する専門的事項」（幼稚園教諭の普通免許状の授与をうける場合にあっては「領域に関する専門的事項」）と「教科の指導法」（幼稚園の普通免許状の授与を受ける場合にあっては「保育内容の指導法」）の連携を強化するなど、学校現場の教育内容を踏まえた授業の充実を図ること。
- 教職課程を履修する学生が、学校現場をより深く知るとともに、自らの教員としての適格性を把握するための機会として、学校現場等での体験的な活動の充実を図ること。



5. 教職課程の質的水準の向上 — 教職課程の質の保証・向上のための取り組み

- 教職課程を統括する組織などを中心に、全学的に教職課程の効果的・効率的な実施を図ること。
- 教職課程における自己点検・評価を実施するなど、教職課程に関するPDCAサイクルを適切に機能させること。
- これからの時代に教員として求められる資質能力を学生に身に付けさせることができるよう、「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員に対し、FDなど指導力を高めるための機会を充実させること。



6. 変更届

- 変更届は、認定後の教職課程が適切に維持されているか確認するため、変更が生じた教育課程について届出を行うもの。
- 変更しようとする場合には「あらかじめ」文部科学大臣に届け出なければならない。

事 例	届出の要否
教職課程の全科目の新設、廃止、名称変更、単位数変更、履修方法の変更	要
専任教員の変更、追加、削除 専任教員⇄兼担・兼任教員の変更 専任教員の担当授業科目の変更、追加、削除 専任教員の職位・氏名(姓)の変更	要
シラバスの変更	不要
兼任教員⇄兼任教員、兼任教員間、兼任教員間の変更、追加、削除	不要
学部・学科等の名称の変更	要(報告)
入学定員の変更	要(報告)
教職課程の取下げ	要(報告)
教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	要(前々年度に事前提出、委員会の判断を受ける必要がある)



6. 変更届 ― 再課程認定との関係

- 平成30年度以前入学生に適用する教育課程(再課程認定に伴い自動取下げとなった課程も含む)の変更を行う場合においても、**平成31年度以降入学生用とは別に変更届の提出が必要。**
- 認定(通常課程認定及び再課程認定)において付された**留意事項**(附則第7項(幼稚園)(※平成30年度限り)、特例による認定(総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語(英語)の指導法)**に対する事後調査事項への対応は、変更届ではなく、別途連絡する事後調査対応届作成要領に従って対応すること。**
- 認定に当たって**留意事項が付されなかった内容を、留意事項が付される内容に変更することは認められない。**(例:総合的な学習の時間の指導法の担当教員を、過去10年以内における関連業績を有さない教員へ変更する等)



<変更届 新旧対照表作成上の間違いの多い事項>

○直近の認定年度

当該課程が全体として認定を受けたときの認定年度(認定書受理後に最初の入学者が入学する年度)。

※再課程認定を受けた課程は全て「平成31年度」と記載する。

○新学則の適用年度

当該教職課程のカリキュラムに変更が生じない場合(教員の変更のみの場合)にはハイフン(ー)を記載

○備考

適用学生を主に記載。当該教職課程の変更が何年度入学生から適用されるのか、あるいは全学年に適用するのかなどを記載

※再課程認定の前後(平成30年度以前と平成31年度以降)で様式が異なるため、全学年に適用する場合であっても、平成30年度以前と平成31年度以降の変更届は別葉で作成すること。

6. 変更届 — 変更届で判明した重大なミス

- 教職に関する科目の**必修単位の総数が不足**している状態
→必修科目を全て履修しても**教員免許状が取得できない**。(単位数の多い「教育課程及び指導法に関する科目」で判明、追加履修で対応)
- 一般的包括的な内容の科目を**選択科目**に変更
→必修科目を全て履修しても**教員免許状の取得要件を満たすことが保障されない**。(追加履修で対応)
- 教員の退職等により、**専任教員数が必要数を満たさない**状態、または、必要な区分に専任教員が配置されていない、教授が1人も配置されていない、など
→**課程認定基準違反**の状態。人事配置は直ぐの対応ができないため、大学内で情報を共有した上で、計画的な採用・配置を行うこと。
- 授業科目を精選して学部・全学共通開設を進めた結果、**共通開設の上限となる「科目区分の半数」を超過**している
→**課程認定基準違反**の状態。学科で開設している科目を学部共通科目化する場合は、教職課程上の位置付けをよく確認すること。

在学生がいるうちにフォローできるよう、今の時期に改めて確認すること。
(過去、「教科に関する科目」にかかる必修科目又は選択必修科目において、一般的包括的内容が必ず含まれるよう履修方法を設定していないことが判明し、過年度の卒業生も含めて追加履修を行った大学がある)



6. 変更届 ― 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届 ①

公・私立大学について、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当すると申請者(大学)が判断し、認定年度の1年半前までに、変更届を提出し、課程認定委員会において、該当「可」と判定された場合においては、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学部・学科を設置(分離)する場合においては、教職課程認定を受けることが原則であるため、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当する学科等であっても、変更届の提出は必須ではない。
- ② 審査の結果、届出による変更が認められなかった場合、及び、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく届出を行わなかった場合は、課程認定申請が必要となる。
- ③ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく届出を行う場合は、課程認定申請を必要とするかどうかを判断する必要があるため、認定年度の1年半前に届け出ること。(平成33年度開設の場合は平成31年9月30日締切)

「教職課程認定審査の確認事項」

1 教育上の基本組織関係

- (1) 大学(短期大学、大学院(大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。)、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。)の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織(以下「学科等」という。)の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合には、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合



6. 変更届 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届 ②

- ① 学校教育法第4条第2項に規定する学科等の設置を行う場合であること(公・私立大学のみ)。届出による設置から認可申請による設置と変更になった場合には、課程認定申請が必要となる。
- ② 従前の学科等が教職課程認定基準等を満たしていること。専任教員が不足している、授業科目が極めて少ない、授業内容が法令の内容を満たしていない場合などが確認された場合は不可。
- ③ 従前の学科等の教職課程と概ね同一であること。以下の場合は不可。
 - a 学科の分割により授業科目や専任教員が大幅に減少する場合
 - b 教職課程において、科目名称や授業内容の全面的な刷新を行っている場合

